

平成20年度 豊田市外部監査結果報告書

「教育委員会スポーツ課にかかる
財務に関する事務の執行について」
(概要版)

平成21年1月

豊田市包括外部監査人

弁護士 伊 藤 倫 文

目次

第1章 総論	1
第1 監査の概要	1
1 監査期間	1
2 選定した特定の事件.....	1
3 監査対象事件を選定した理由	1
第2章 豊田市スポーツ課総論	1
第1 スポーツ課について.....	1
第2 スポーツプラン及びその目標	2
第3章 振興事業	2
第1 総論的指摘.....	2
第2 補助金及び負担金	3
1 市の補助金及び負担金の定義	3
2 補助金と負担金の相違点.....	4
3 補助金の問題点	5
4 負担金の問題点	6
5 スポーツ課の交付した負担金	7
第3 観るスポーツ開催費（招待ラグビー運営事業負担金を中心に）	8
第4 地区総合型スポーツクラブ育成支援費.....	10
1 地区総合型スポーツクラブについて	10
2 地区総合型S C 育成支援費の推移	10
3 地区総合型S C 育成支援費の問題点	11
第5 体育協会負担金.....	15
1 体育協会負担金の推移	15
2 体育協会負担金の問題点.....	15

第6	豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金.....	16
1	豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金について.....	16
2	豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金の推移.....	17
3	豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金の問題点.....	17
第7	都市対抗野球大会応援費.....	18
1	都市対抗野球大会応援費の推移.....	18
2	都市対抗野球大会応援費の問題点.....	19
第8	振興事業と数値目標.....	20
第4章	施設管理.....	21
第1	スポーツ課所管施設における指定管理者制度の導入状況.....	21
第2	各施設の検討.....	22
1	豊田市中心公園（豊田スタジアムを含む）～(株)豊田スタジアムが指定管理者 となっている施設.....	22
2	財団法人豊田市体育協会が指定管理者となっている施設～豊田市総合体育 館（スカイホール豊田）、豊田市柔道場、猿投公園（通称 豊田市運動公園）、 毘森公園、豊田市五ヶ丘運動広場.....	25
3	豊田市東山体育センター、豊田市東山運動広場及び豊田市古瀬間運動広場～ NPO法人美里スポーツクラブが指定管理者となっている施設.....	27
4	豊田市井上公園（水泳場除く）～いさとスポーツクラブが指定管理者となっ ている施設.....	30

第1章 総論

第1 監査の概要

1 監査期間

平成20年7月28日から平成21年1月29日まで

2 選定した特定の事件

教育委員会スポーツ課にかかる財務に関する事務の執行について

3 監査対象事件を選定した理由

豊田市は、市民のだれもが生涯にわたって体力、年齢、目的に応じて、いつまでもスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を図ることを目標に、平成13年4月、「豊田市生涯スポーツプラン」（以下「スポーツプラン」）を策定した。スポーツプランは、平成13年度から平成22年度までの10年計画とされており、監査を実施した平成20年度は、スポーツプランの成果をまとめる時期であるとともに、平成23年度からの「（仮称）豊田市新生涯スポーツプラン」策定に向けた施策バトンタッチのための準備開始時期といえる。

また市には、豊田スタジアムをはじめ複数の新規のスポーツ施設が存在している。

このようなスポーツプラン及びスポーツ施設に対しては、住民の関心が高く、一方、その実現のためには多大な支出を伴っていることから、それらの事務を執行しているスポーツ課の財務の事務執行に対する監査の必要性が高いと考えたため、平成20年度の監査テーマとした。

なお各問題を論じていくなかで随時、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、各々、【結果】、【意見】として記述した。それぞれの内容は、

【結果】「違法または不当な疑いがあり是正措置が必要と考えるもの」

【意見】「直ちに、是正措置が必要とまでは考えないが是正措置の検討が望まれるもの」

という趣旨で記載している。

第2章 豊田市スポーツ課総論

第1 スポーツ課について

スポーツ課は、教育委員会事務局の一つの課として位置づけられており、総職員数は14名である。課長1名以下、「振興事業担当」5名と「施設担当」8名にて構成されている。「振興事業担当」は、スポーツの推進、スポーツイベントの開催・誘致などにより、市民がスポーツに親しめるようにするための一連の振興事業を担当している。「施設担当」は、主にスポーツ施設の整備・運営を担当している。

第2 スポーツプラン及びその目標

スポーツプランにおける、「スポーツ振興施策の基本方針」について、数値目標とそれを実現するための具体的施策について紹介する。

ア 「するスポーツ」の振興の目標と具体的施策

【目標】

- ★ 市民のだれもが生涯の各時期にわたって、それぞれの体力、年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現します。
- ★ 週1回以上のスポーツ実施率が、3人に1人（約32%）から2人に1人（50%）となることを目指します。

監査の対象とした**地区総合型スポーツクラブ**は、上記目標のための「身近なスポーツの振興施策」として位置づけられている。

イ 「みるスポーツ」の振興の目標と具体的施策

【目標】

- ★ 子ども達をはじめとする市民に「夢と感動」を提供するとともに、市民のスポーツの振興を誘発し、スポーツを通じた交流のまちづくりを推進します。
- ★ 1年間のスポーツ試合観戦率を、2人に1人（約48%）から3人に2人となることを目指します。豊田スタジアムや豊田市体育館等でのプレーにより、スポーツを楽しむ市民を増やします。

みるスポーツのイベントの提供場所として、監査の対象とした、**豊田スタジアム**および**スカイホール豊田（豊田市総合体育館）**が位置づけられている。

ウ 「支えるスポーツ」の振興の目標と具体的施策

【目標】

- ★ 市民が様々な形でスポーツに関わり、スポーツを通して自己実現やふれあいを促進するとともに、幅広いスポーツ振興を図るために多様なニーズに対応できる環境整備を推進します。
- ★ 1年間のスポーツボランティア実施率が、6.9%から10%（10人に1人）となることを目指します。

「市体育協会の育成支援」や「**地区総合型スポーツクラブ**育成支援事業」は、「支えるスポーツ」の振興施策である「スポーツ関係団体の育成」にも位置づけられる。

第3章 振興事業

第1 総論的指摘

振興事業に関する財務執行の総論的指摘をすると、次のとおりである。

- ① スポーツプランの数値目標を必ずしも重視せずに施策を実施している。
- ② スポーツ振興事業の効果を測定する基準がほとんど設定されていないため、職員の間でも、「基準及び効果」を意識した財務執行がなされていない。
- ③ スポーツ課職員は3年程度で異動するが、他方、外郭団体である市体育協会の職員は、市と長年協議を続けてきている。そのため両者の間に知識・経験の差が生じてきており、スポーツ課職員は、市体育協会職員からの申し出に対して、蓄積された知識・経験を持って対応・判断することが困難となってきた。
- ④ 負担金の目的、内容、金額、交付対象等について明確な基準がない。
- ⑤ ①～④の理由から、財務執行について、目的、内容、金額及び交付対象等につき十分に吟味されることなく、前例踏襲または市体育協会の申し出が尊重されてしまう傾向がある。
- ⑥ スポーツ選手を激励するためのレセプション等飲食のために、税金が充てられるケースも未だ見受けられる。

第2 補助金及び負担金

1 市の補助金及び負担金の定義

スポーツ課の「振興事業費」に相当する支出のうち、人件費的な支出以外では、「負担金」名目で支出されるものが相当金額・相当割合に及んでいる。そこで振興事業においては、負担金支出を中心に、財務執行の監査を行った。市の補助金及び負担金の定義は次のとおりである。

名 称	定 義
補助金	特定の事業、研究等を育成、助長するため法令等の規定に基づき交付するもの、又は特定の事業、研究等に対して地方公共団体が公益上必要と認めた場合に交付する経費（市の「節別予算見積基準」より）
負担金	<p>「法令又は契約に基づいて一定の金額を支出する負担金のほかに、各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が決められた費用を支出する経費」（市の「節別予算見積基準」より）</p> <p>「協会公社等（※）が実施する共催事業（イベント・大会等）について、主催者又は共催者として市が一定の負担をする場合に交付するもの」（協会公社等との関係における「市負担金」という場合の定義。市の「豊田市協会公社等運営評価報告書」より）</p> <p>さらに事務処理上、「負担金」を次のとおり2種類に大別している（財政課からのヒアリング結果より）。</p> <p>「経常的負担金」・・・各種年会費負担金や視察・研修会等参加負担金など、金額的に軽微であり、事務を行う上で経常的に発生する経費。</p> <p>「事業負担金」・・・「経常的負担金」以外の臨時的・政策的に支出される負担金。</p>

(※)「協会公社等」とは、「市がその基本金又はこれに準ずるものの50%以上を出資又は出捐している法人であって、かつ市が主導的役割を果たすべき法人」又は「市がその基本金又はこれに準ずるものに対する出資又は出演が50%未満であって、市の債務保証がある等の理由で市議会に対し経営状況の報告を行っている団体又は市の事務事業と密接に関連した業務を行っている団体で、市がその経営の主導的役割を果たすべき団体」をいう。

2 補助金と負担金の相違点

	補助金	事業負担金
事業主体	補助金交付先	市も事業主体となる
地方自治法の規定	「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」（地方自治法第232条の2）との規定があり、公益上の必要性が要件とされている。	支出を制限する規定はないが、監査委員の職務に関して「当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる」（地方自治法第199条7項）と規定がある。
市における交付の準則	<p>① 豊田市補助金等交付規則 補助金等の申請等の一般的な手続が定められている。</p> <p>② 要綱・要領 個別の補助金については、要綱・要領において、交付目的、補助事業者、補助事業、補助対象経費、補助金額、補助率及び補助条件等が定められている。これらは市役所内市政情報コーナーにて閲覧可能である。</p> <p>③ 補助金見直し基準 総務部が、委託・給付事務効率化委員会で、補助金を検討する際の基準として、平成15年度に策定。</p>	<p>補助金のような左の①～③の準則はない。</p> <p>ただし「財政課による事業負担金に関する留意事項」として「毎年度個別事業ごとに予算編成段階で精査するとともに、事業主体の構成員として実施段階で内容を精査する」として、具体的に以下のものがある。</p> <p>ア 予算編成上の留意事項 イ 節別予算見積基準</p>

	補助金	事業負担金
適正化・効率化制度 市における	豊田市委託・給付事務効率化委員会規程に基づき、 豊田市委託・給付事務効率化委員会 において、3年に1回、補助金ごとに支給の効率的運用について調査・審議される。ただし「適正な運用」についてまで審議は及んでいない。	市における適正化制度はなく、所管課が毎年度検証することとされている。
公表制度 市における	市が交付する補助金等の実績一覧（ホームページで閲覧可能）にて、「担当部課」、「補助金名（補助率）」、「交付先」、「件数」、「交付額」を知ることができる。	市において負担金に関する公表制度はない。

3 補助金の問題点

(1) 補助金交付の透明性の問題

補助金は、「公益上必要性がある場合」（地方自治法第232条の2）にのみ交付が認められているものであるが、「公益上の必要性」の有無については、市民は多大の利害・関心を持っており、常に補助金交付のあり方について、批判することを可能にしなければならない。

【意見】

現在、各補助金の要綱等は市役所内市政情報コーナーにて、紙媒体のものが閲覧・撮影可能であるが、市民からのアクセスにも配慮して、ホームページ上でも公表するのが望ましい。また要綱の内容が一読して分かりにくい等の事情があれば、要綱の中から当該補助金の公益上の必要性、交付申請要件、補助金額、補助率等の情報を抽出して公表するということでもよいであろう。

(2) 「公益上の必要性」の判断について

「補助金の見直し基準」では、「廃止・不採択基準」の「(1)施策への貢献度」として、「直近5年間の指標（費用対効果）の推移が低下」が廃止の基準とされている。しかしこの基準は、当初設定した指標の公益性・必要性にまで踏み込んだものではないので、現状では、補助金の指標設定時の公益上の必要性を検証するシステムがなく、また検証のための判断基準も示されていない。

【意見】

- (1) 補助金ごとに「公益上の必要性」を改めて検討すべく、検証の基準を設けるべきである。

また市委託・給付事務効率化委員会に、補助金の適正化についても調査・審議させるべきである。また同委員会は、従前、委員就任は市職員に限られた運用であったが、外部有識者を複数名選任し、民間の知見を反映させた調査・審議がなされるのが望ましい。

- (2) 裁判所における「公益上の必要性」の判断基準も確定的なものはないが、一例としての基準を記載する。

- ア 補助事業が市民の福祉の向上を目的とすること。
- イ 補助事業をすることにより、市民の福祉が向上する効果が生じ、補助事業をしなければ同効果は生じないという関係にあること。
- ウ 補助事業が果たすべき公益目的の内容、その目的が財政上の余裕の程度との関連において、どの程度の重要性和緊急性を有するものであるか。
- エ 補助事業の対象者とそうでない者との間の公平を失しないこと。
- オ 補助事業の実施にあたり手続的な違法がないこと。
- カ 地方自治法232条の2以外の法令に違反していないこと。

4 負担金の問題点

- (1) 負担金についての考え方

「負担金」は市が市以外の団体の構成員であったり、催しの共催者であった場合に、その経費を割り勘して負担するものである。

しかしながら市の催しへの関与度合いが弱く、催しの事業主体が「負担金交付先団体」と評価できるような場合は、負担金も補助金も「相当の反対給付を相手に求めないで交付する金銭」という点では、非常に近接した関係となる。特に「事業負担金」は補助金に非常に近い存在といえるであろう。そこで以下は、「事業負担金」を中心に論じる。

- (2) 市の負担金の取扱方法の問題点

事業負担金と補助金とが、性質的に似通っているとすると、市において、補助金についてのみ様々な交付準則や適正化制度、公表制度が規定されているのは、不合理である。例えば財政課による「節別予算見積基準」の「19-04一般補助金」、「19-05工事等補助金」の部分には、「市単独補助金等は、目的・効果を十分検討し、効果の希薄なものは整理統合等の措置を講ずること」として、補助金交付の目的・効果を厳密に検討するよう指示をしている。他方で負担金については、そういった目的・効果の検討についての指示は一切されていない。

また市からは、「補助金という要綱の代わりに、負担金の場合、交付先との協定書が存在している」との反論も予想されるが、協定書形式だと、負担金ごとに協定書が締結されることになるが、同種の負担金であっても統一的な準則がないため、負担金額がまちまちになる傾向があった。

【結果】

負担金（特に事業負担金）も補助金と同種の「財政的援助」であることを真正面からとらえなおし、補助金に適用されている様々な検証や抑制の仕組みを、負担金交付の際にも適用できるようにすべきである。

具体的には、次のような方針・制度を導入すべきである。

- ・ 目的、効果、公平性を強く意識すること。
- ・ 目的、内容、効果について客観的に評価を行うシステムを確立すること。
- ・ 準則を作り金額や負担割合について統一的な運用を図ること。
- ・ 長期継続した負担金には、目的、効果が不明確になっているものもあるので、一定期間の後には継続の可否を再検討するシステムを確立すること。
- ・ 市が、交付先に対し、負担金の使途（可能であれば事業の経費支出全体）が明確であり適正に支出されているかをチェックするようにすること。
- ・ 使途のチェック方法をマニュアル化し、実際にチェックを実施すること。
- ・ 補助金同様、負担金の情報について市民に広く公表すること。

5 スポーツ課の交付した負担金

負担金の交付先で最も多額なのが、財団法人豊田市体育協会（以下「市体育協会」という）である。そこで、負担金総額、市体育協会に交付した負担金、負担金総額のうち市体育協会に交付した負担金の占める割合について、平成14年度から平成19年度までの推移を、以下のとおりまとめてみた。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	合計
負担金総額(円)	79,843,303	73,957,782	67,840,070	66,691,807	77,153,460	161,168,345	526,654,767
(財)豊田市体育協会への負担金額(円)	10,715,519	18,769,426	11,960,029	20,739,000	20,860,000	15,977,000	99,020,974
負担金総額のうち(財)豊田市体育協会への負担金の占める割合	13.4%	25.4%	17.6%	31.1%	27.0%	9.9%	18.8%

6年間で、金額にして約1億円、負担金総額の18.8%の負担金が、市体育協会に交付されていることが分かる。

以下は、スポーツ課の振興事業に関する支出につき、市の決算報告書の支出細目に従って監査した結果を記載するが、それらの分類の中に負担金や補助金が含まれていることになる。

第3 観るスポーツ開催費(招待ラグビー運営事業負担金を中心に)

1 観るスポーツ開催費の推移

市民が一流のプレーを観ることにより、スポーツを通しての感動や技術の向上意欲を高めるために、誘致・開催される試合の開催費用である。

観るスポーツ開催費の平成14年度から19年度までの推移は以下のとおりである。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19
観るスポーツ開催費 (円)	23,505,619	13,159,664	7,391,244	4,500,000	7,500,000	4,500,000

平成14年度から平成19年度までの特徴として、平成15年度以外は、招待ラグビーフットボール戦が毎年開催されてきたことである。

「招待ラグビー」とは、市、市教育委員会、愛知県ラグビーフットボール協会及び市体育協会が共催し、豊田市ラグビーフットボール協会が主催する催しで、社会人及び学生の強豪ラグビーチームを招待して、市運動公園陸上競技場で試合を行うものである。

2 招待ラグビー運営事業負担金の問題点

招待ラグビー運営事業負担金の支出費目で高額なものは、招待旅費(約180万円)、招待宿泊費(約90万円)、ボール等の消耗品費(約70万円)、食糧費(約70万円)となっている。

【結果】

- (1) 負担金額が高額であること。

招待ラグビーは1日間の開催であるが、社会人・学生による試合の経費が450万円というのは、通常の市民感覚からしても相当高額であるといわねばならない。

- (2) 不適當な支出があること。

市は「財政課による事業負担金に関する留意事項」の「節別予算見積基準」の負担金のところで、

※ 関係市町村の職員で組織している任意の協議会の負担金積算にあたっては、原則旅費・食糧費は認めない。

※ 研修年会費等負担金（19-01 節）について、各種年会費負担金と視察手研修会等参加負担金の違いがわかるよう見積書に区分して入力すること。なお懇親会や昼食代に係る負担金は原則として認めない。

としているが、これは税金を飲食費に充てないことを、市職員に向けて指示しているものである。しかし、この指示は、「税金が飲食費に充てられること」につき、それが誰の飲食費であろうが適当と言うことは困難となってきた社会情勢を反映しているのである。

ところで招待ラグビーの経費支出において、飲食費と思われるもの及び税金の使い道として疑問があるものをピックアップすると以下のとおりとなる。

単位:円	H17	H18	H19
弁当	150,600	182,500	192,717
レセプション(2回)	512,810	513,047	509,250
選手用飲料水等	37,800	50,400	54,600
記念品	333,350	432,000	552,400
合計	1,034,560	1,177,947	1,308,967

「選手たちは無償で豊田市まで来ているので、それに対する報償」という意味で、盛大なレセプションが開かれているということが推察される。

しかし会合で飲食を伴うものについては、最低限、会食費は参加者負担とすべきである。また記念品代が年々増加していることも不適當である。1日間の開催の催しで30～50万円も費やすような記念品とは、市民の記念品に対する考え・常識を超えていると言わねばならない。

第4 地区総合型スポーツクラブ育成支援費

1 地区総合型スポーツクラブについて

「地区総合型スポーツクラブ」とは？

【概要】

文部科学省が設立を推進している「総合型地域スポーツクラブ」のことを、市では「地区総合型スポーツクラブ」と名付けている。地区住民により運営委員会が組織され、自主的に運営される組織である。市・教育委員会や市体育協会その他の団体が運営の協力支援をすることとされているが、運営主体はあくまで会員である地区住民である。

市は、地区総合型スポーツクラブに対し、その育成のために、平成14年度から平成19年度までに合計約9574万円の補助金を交付している。平成19年度末時点で11が設立されている。

【特徴】

- ① 単一のスポーツ種目だけでなく、複数の種目を行なっている。
- ② 子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルまで様々な年齢、技術・技能の保有者が活動している。
- ③ 活動の拠点となるスポーツ施設やクラブハウスを有しており、定期的、計画的にスポーツ活動の実施が可能となっている。
- ④ 運営の財源は受益者負担を原則とし、地域住民のボランティアシップに基づき自主的に運営される。

地区総合型スポーツクラブ（以下「地区総合型SC」という。）を分かりやすく述べれば、老若男女を問わず、幅広く地域住民が自主的に、スポーツをするために参加する組織であり、クラブハウスを活動の拠点とするもの、といえよう。市は市内の26の中学校地区の1地区に1つの設立を目標としているが、平成19年度までの目標達成率は42.3%（11地区）と半分にも満たない。

2 地区総合型SC育成支援費の推移

(1) 地区総合型SC育成支援費

地区総合型SC育成支援費の内訳として、育成支援のための事務費、クラブハウス設計費・建築費及び地区総合型SC育成事業補助金がある。

それらの合計額の平成14年度から平成19年度までの推移及びその合計額は以下の表のとおりである。

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	合計
地区総合型スポーツクラブ育成支援費(円)	6,440,584	9,595,539	87,888,675	23,646,545	128,580,745	74,156,741	330,308,829

このうち「地区総合型ＳＣ育成事業補助金」は６年間で約１億円弱であり、それ以外の２．３億円強が主にクラブハウス設計費・建築費として支出されている。

(2) 地区総合型ＳＣ育成事業補助金の内容

目的	地区総合型ＳＣの育成、定着化を図り、地域における生涯スポーツ活動を推進すること
根拠規程	豊田市地区総合型スポーツクラブ育成事業補助金要綱、豊田市地区総合型スポーツクラブ育成補助事業実施要項
開始年度	平成１４年４月
補助事業の概要 (１地区総合型ＳＣあたり)	<p>【金額】 ５年間で 11,000 千円 (上限 3,000 千円／年度) ６年目以降 (補助制度追加 H19.4) ６・７年目 2,000 千円 ８・９年目 1,500 千円 １０年目 1,000 千円 (上限額／年度、補助率 2/3) 以上 10 年間で合計すると最高 19,000 千円</p> <p>【補助対象経費】 補助金交付 5 年目まで 賃金、報償費 (インストラクター等への報酬金)、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品費、その他補助事業の実施に直接必要な経費</p> <p>補助金交付 6 年目から 賃金、旅費、需用費、役務費及び負担金に限定 ※ 最初に設立された地区総合型ＳＣが、設立 5 年経過前の時点で、市は「5 年目以降の補助金なしでは自立運営は困難」と判断して、平成 19 年度に補助金の交付年限を、5 年から 10 年へと延長した</p> <p>【補助率】 5 年目までは 10 分の 10、6 年目からは 3 分の 2 以内</p>

3 地区総合型ＳＣ育成支援費の問題点

(1) 地区総合型ＳＣの設立数及び設立スケジュールについて

合併前の市での設立スケジュールでは、平成 13 年度からの 10 年間で、当時の全中学校区 20 地区 (合併後は 26 地区) での地区総合型Ｓ

Cの設立を計画していた。ところが平成20年3月現在、市内での設立数は11（42.3%）（設立準備中1）に留まっており、平成22年度までに全26地区での設立スケジュールを達成することはほぼ不可能な状況となっている。

(2) 地区総合型SCの組織化率

スポーツ課は、地区総合型SCに地区住民の1割程度が参加することを想定していた。しかしながら、平成19年現在の「設立されている11の地区総合型SCの地域人口に対する組織化率」（会員数÷地区人口×100%）は、設立から1年以上経過したところで、1.1%～4.9%となっており、その平均は2.5%であった。

【意見】

地区総合型SCの設立状況が目標の半分程度にしか至っていないという問題点だけでなく、各SCの組織化率も平均2.5%と、SC支援補助金が制度化された当時の目標の10%には、遠く及ばない状況を、冷静に認識すべきである。

(3) 補助金について

【市民の福祉の向上目的について】

制度立ち上げから6年経過した時点でも、平均組織化率が2.5%と低調であることから、多数の市民の福祉の向上につながっているとは言えないであろう。そうすると、そもそも広く「市民の福祉の向上目的」といえるかは疑問となってきている。

【補助の有効性について】

準備段階から6年を経過したあるスポーツクラブの組織化率が1.1%と低率であるところ、これまでに受給した補助金額でそのクラブが最高額の計1480万円（平成20年度現在）を受け取っていた。とすると「交付を受けた補助金総額」と「地区総合型SCの組織率の向上」とに関連性が必ずしも存在しないといえ、「組織率向上」という点で、補助金の交付により効果が得られているとはいえない。

またスポーツ課として、地区総合型SC育成事業補助金の施策の成果を測る指標を、設立数・組織化率以外に設定していない点である。そこで地区総合型SCの育成、定着化を測定する何らかの基準を設け、補助金が支給目的・効果に沿うものかを検証できるようにする必要がある。

【補助の妥当性の監査について】

補助対象経費や補助金額、補助率は妥当かつ明確なものか監査した。

ア 補助対象経費

要綱では、「5年目までは賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品費、その他補助事業の実施に直接必要な経費」（第5条）とされ、「豊田市地区総合型スポーツクラブ育成補助事業実施要項」（要綱よりさらに実務的な基準。以下「要項」という。）によれば、「5年目までの補助対象経費における、補助事業の実施に直接必要な経費には、専ら飲食を主とする行事等の経費は含まないものとする。」とある。

補助金交付6年目からは、賃金、旅費、需用費、役務費及び負担金に限定され、要項には「クラブハウスの維持管理に必要な経費及びスポーツクラブ役員等の人材育成を目的とする指導者養成講座等受講に必要な経費」と限定されている。

【意見】

要綱によって補助対象経費が限定されているものの、実質的には「ほぼ何に使ってもよい」という結果になっている。このような補助金が存在するにもかかわらず、組織化率や設立件数は低迷していることからすれば、それらの数値が向上すべき対象に補助対象を限定することにより、漫然と補助金が使われることを防ぐことができるのではないか。

イ 補助金額・補助率について

各地区総合型SCから提出された収支決算書を閲覧したところ、次の表にみるように、補助金を受けているにもかかわらず、ほとんどの地区総合型SCで多額の余剰金（積立金及び繰越金。最も高額なところで285万4874円）が発生している。

このような実態は、補助金により地区総合型SCが、「貯蓄を行っている」と評価することも可能である。

しかし市の「予算編成上の留意事項」においては、「団体運営費補助金については繰越金があるものについては特に留意し、縮減を図るなどしたうえで予算要求してください」という指示がなされている。こういった指示にもかかわらず、補助金にて「実質的に」貯蓄をすることを許容することは適切ではなく、貯蓄が可能な場合には、そもそも補助金の必要性はないといわねばならない。

【結果】

スポーツ課としては、補助金の使途のみならず、地区総合型SCの年度末の繰越金・積立金を確認・考慮のうえで、地区総合型SCの自立的運営のために必要な限度でのみ補助金を支給するようにすべきである。

【補助の公平性の監査について】

地域には、住民にスポーツの機会を提供する団体は、民間のスポーツ・ジムをはじめ、体育協会加盟の団体、スポーツ少年団、学校の部活動、自治区でのレクリエーションスポーツ団体など多数のスポーツ団体が存在している。それらの団体には、市より市体育協会を通じて実質的な補助金が支払われているところもあれば、全く財政的援助を受けていないところもある。市から財政的援助を受けているところでも、年額にして数万円程度である。

【意見】

他のスポーツ団体への補助の状況からは、地区総合型SC支援事業補助金は、補助の公平性から大いに疑問がある。

(4) クラブハウスの設計・建築

平成20年3月現在、11の地区総合型SCのうち、クラブハウスを活動拠点としているのは5か所である。また残りの6か所も市のいずれかの施設（体育施設内、旧公民館等）を活動拠点としている。

ところでクラブハウスは、市が地区総合型SCの育成のため、税金で建築した後に、普通財産として、無償で貸与しているものである。

【意見】

地区総合型SCは、市から、補助金のみならず、土地・建物の使用について、破格の厚遇を受けている状況である。

しかし現時点で、平均組織率2.5%であれば、一部の市民に対して、多額の税金が投入されていることになる。組織率が10%以上にまで向上する見通し・計画があるのであれば投入の意義もあるが、現時点で、そのような目標数値を設定する状況にまで至っていない。とすると、現状の税金の投入方法は、税金の効率的な利用方法としては適切ではない。

第5 体育協会負担金

1 体育協会負担金の推移

単位：円

体育協会負担金 内訳	H14	H15	H16	H17	H18	H19
スポーツ少年団育成負担金	2,700,000	2,700,000	2,598,785	2,700,000	2,700,000	2,800,000
市民総合体育大会負担金	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
愛知県体育協会加盟団体負担金			1,070,000	1,209,000	1,220,000	1,239,000
愛知万博メモリアル愛知県市町村対抗駅伝競走大会開催負担金						488,000

2 体育協会負担金の問題点

(1) 体育協会負担金全体

監査人が市に対して、体育協会負担金を支払う際の内容や金額についての基準を照会したところ、「市体育協会からの申請に基づき支出を決定している」というだけで、負担金の内容や金額について明確な基準はない。

その原因を考えると、スポーツ課の職員は約3年で異動がなされてしまい、異動のたびに引き継ぎを行わなければならない状況である。他方、市体育協会の職員は、原則的にプロパーであることから、長年、スポーツ課との協議を重ねてきた者が、毎年協議を担当することができることになる。とすると、スポーツ課職員と市体育協会職員との間の、スポーツに対する知識及び経験の差は、歴然としたものとなっている。本来であれば、スポーツ課が負担金・補助金を支出する以上、交付対象をコントロールすべきなのだが、スポーツ課が市体育協会をコントロールしているとは必ずしも言えない状況が長く続いていると考えられる。

この問題は、スポーツ課と市体育協会との関係に限らず、市と外部団体との関係に共通の問題点と思われるが、特にスポーツの分野は、その傾向が顕著と考えられる。

【意見】

市職員の人事異動において、知識・経験の集積が必要な部門は、異動のローテーションを遅くするとか、前任者から集積された知識・経験を、後任者にうまく引き継ぐことができるようなシステム及び環境を改めて検討すべきである。

(2) 愛知県体育協会団体負担金

県体育協会は、県の外郭団体であるが、県は、数年前より「県関係団

体経営改善計画」の中で、県体育協会についても経営改善を求めている。県による経営改善方針（ホームページで閲覧可能）において、県体育協会の自立・安定した組織構築のために、加盟団体負担金等の増額などによる自主財源の確保を奨励しているのである。

ところが、市体育協会が県体育協会に納めている加盟団体負担金は、市の負担金を財源としている。これでは「愛知県が県体育協会に自立運営を促し距離を置こうとしている一方で、県下の豊田市が、加盟団体負担金を支出することにより、県体育協会の自立運営を支えている」という構造となっている。

【意見】

市が加盟団体負担金を支出することにより、県体育協会の活動の一部を支えている構造がある。スポーツ課によると、他の自治体でも同様の状況がみられるとのことであった。

しかし、市は県体育協会の活動とは一定の距離があること、市体育協会は県体育協会から補助金を受けていること、上部団体への負担金は加盟団体の会費から納めることが望ましいことから、市が実質的に県体育協会負担金を負担する結果になっていることは再検討すべきである。

第6 豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金

1 豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金について

(1) 組織及び活動について

豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進負担金とは、民間団体である「豊田スタジアムを活かしたまちづくりの会」（以下「まちづくりの会」という。）の活動費に充てられる負担金である。

まちづくりの会とは、平成6年ころ、市に巨大サッカースタジアムを誘致することを目的として、市内の4団体が共同で設立した任意の団体を前身とする。

(2) 活動内容

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 中央公園・豊田スタジアムを活かした町づくりの促進及び支援(2) 中央公園・豊田スタジアムの利活用の促進を図るための提言及び市民意識の把握等調査活動の実施(3) スポーツ文化振興のためのイベント開催(4) 国際、国内の一流試合の誘致及び大規模催事場の開催等、市民意識の啓発に関する支援活動の実施(5) 前各号に定めるもののほか、目的達成のために必要な事業・活動 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金の推移

まちづくりの会への交付が開始した平成7年度から平成20年度までを表にしたものが以下のものである。

単位：千円

年度	市負担金	年度	市負担金
H7	6,000	H14	5,000
H8	9,500	H15	5,000
H9	4,000	H16	5,000
H10	10,000	H17	5,000
H11	7,500	H18	5,000
H12	7,500	H19	3,500
H13	7,500	H20	3,500

3 豊田スタジアムを活かしたまちづくり推進費負担金の問題点

(1) 負担金支出の問題点

負担金の定義は、前記のとおり「法令又は契約に基づいて一定の金額を支出する負担金のほかに、各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が決められた費用を支出する経費」及び「協会公社等が実施する共催事業（イベント・大会等）について、主催者又は共催者として市が一定の負担をする場合に交付するもの」とされている。

【結果】

まちづくりの会の構成員に市は含まれていないことから、まちづくりの会に負担金名目で支出することは、市の内部基準に反し不相当である。

補助金名目であれば委託・給付事務効率化委員会の審議にかけられ、公益上の必要性等が吟味されるが、当該負担金のように、実質的には補助金であるにもかかわらず、「負担金」名目により、補助金についての審査を免れる結果となっている。

(2) 負担金の使途の監督の問題点

市とまちづくりの会とで毎年度締結されている協定書第6条によれば「まちづくりの会は、事業・活動終了後、すみやかに事業の結果及び決算の報告を市にすること」とされている。

そこで市がまちづくりの会から受けている報告内容を確認したとこ

ろ、市が毎年度に把握している内容は「会議費」「事務費」「調査費」「広告宣伝費」「イベント費」のそれぞれの金額のみであり、その支出内容は、口頭での説明しか受けていなかった。

【結果】

市民の税金が毎年500万円も投入されてきたにもかかわらず、まちづくりの会から市への報告が、総会資料と総会で承認予定の決算案の数枚及び総会での口頭説明というだけでは、市は市民に対し、負担金の必要性について説明責任を果たすことは不可能である。

したがって市は、まちづくりの会から、負担金がどのように支出されたのか、費目及び支出を証する資料の提示を受け、負担金の利用の適正について確認すべきである。

(3) 負担金の使途の問題点

まちづくりの会は、収入のほとんどを市負担金でまかなっているが、事業内容を見たところ、「広告啓発活動」として、いくつかのイベントに協賛金を支出したり、入場券100枚以上を会員に配布している。

【結果】

税金で、まちづくりの会「会員」向けのクラブワールドカップチケット多数枚を購入することについて、公益上の必要性を認めることはできない。市民感覚からしても、納得できない事態ではなからうか。

もともと平成20年度からは、チケット購入は中止されることになった。

第7 都市対抗野球大会応援費

1 都市対抗野球応援費の推移

「全国都市対抗野球大会」とは、財団法人日本野球連盟と毎日新聞社が主催する、毎年夏に開催される社会人野球チーム対抗のトーナメント試合のことである。本選に進出する社会人野球チームは、企業を母体とするチームがほとんどであるが、(財)日本野球連盟の「都市対抗野球大会要領」において、

【都市の推薦】

出場するチームは、その所在都市を代表する意味で都市長または町長の推薦状を提出する。また、ユニフォームの右袖に都市町章を貼付する。

との規定があることから、実体として「企業チーム間の試合」であるにもかかわらず、「自治体間の対抗試合」とみなされている社会的風潮がある。

市において、都市対抗野球大会本戦まで出場できるのは、トヨタ自動車

硬式野球部がほとんどである。

都市対抗野球応援事業に関する収入・支出の平成14年度から19年度までの推移及び内訳は次の表のとおりである。

単位：円

項目		H14	H15	H16	H17	H18	H19	備考
収入	市の都市対抗野球応援費	3,903,857	3,810,354	3,723,115	未出場	3,594,445	3,203,465	
	参加者負担金	286,000	332,000	295,000		229,000	168,000	市民応援バス参加料 1,000円/人
	計	4,189,857	4,142,354	4,018,115		3,823,445	3,371,465	
支出	報償費	147,250	163,000	216,000	未出場	258,500	480,000	市民応援団への謝礼
	旅費	695,710	400	0		0	0	市民応援団の新幹線対応旅費等(通常は団体バスだが、H14年度のみ試合日程の都合により)
	消耗品費	89,250	89,250	63,000		100,800	121,800	横断幕、看板
	食糧費	16,800	22,000	25,740		19,950	9,450	応援バス乗務員弁当代
	手数料	153,405	174,615	252,630		168,315	86,415	旅行会社受付業務手数料、振込み手数料
	保険料	76,800	76,600	72,800		25,700	18,800	参加者傷害保険料：H18年度より単価見直し
	委託料	284,025	285,600	289,275		733,950	0	市PR用ビデオ製作、応援用備品作成委託料
	使用料	2,071,000	2,484,850	2,470,200		2,061,900	2,191,040	借上バス、有料道路使用料、駐車場代等
	負担金	655,617	846,039	628,470		454,330	463,960	壮行会負担金(総額費用を出席人数で按分 トヨタ自動車関係分：実行委員会関係分)
	計	4,189,857	4,142,354	4,018,115		3,823,445	3,371,465	

2 都市対抗野球応援費の問題点

(1) 都市対抗野球だけが特別扱いされる問題点

都市対抗野球応援費として、市が負担する金額は最大で390万円と高額に上ることから、監査人が、都市対抗野球大会への支出の理由を尋ねた。市からの回答は、「豊田市代表として都市対抗野球に出場する選手の右袖に市章がつけられ、大会会場の応援席には豊田市民専用の応援スペースが設けられる。豊田市代表として試合に出てもらうことにより、豊田市を全国にアピールすることもできるし、市民応援バスを出すことは、『みるスポーツ振興』と言える。他方、都市対抗野球の応援については、東海地区の他の自治体でも同様の事例がみられる。」ということであった。

しかし市と都市対抗野球大会に出場するチームとの関係を分析すると、①チームを擁する企業が市内にあること②大会要領により自治体の推薦

状の提出が義務付けられていること③同じく大会要領で選手はユニフォームに都市章を付けることとされていることしかない。

②、③は主催者側の都合（共催者に民間企業が入っていることから大会の宣伝目的とも解釈可能である）にしか過ぎないことから、実質的な関係は、①だけとなるが、それだけでは多額の税金支出を正当化することは困難である。

【結果】

そうであるならば、都市対抗野球だけを特別扱いする合理的理由はないのであるから、公益的目的が必ずしも高くないこと及び支援の公平性の観点から、都市対抗野球応援費の支出は再考する時期に来ているのではなかろうか。

(2) 壮行会負担金について

トヨタ自動車硬式野球部が、都市対抗野球大会への出場が決まると、豊田市とトヨタ自動車の共催にて、壮行会（場所は市内ホテルの大会場）が開催されているのが慣例である。それに関して、市は「壮行会負担金」を支出している。「壮行会負担金」の内容は市の説明によると、「壮行会は、トヨタ自動車と市実行委員会（市にて設立）とが共催して開催しているが、費用の総額を、出席人数で割り、実行委員会委員分とトヨタ自動車関係者分とで按分した金額を負担している」とのことであった。

【結果】

市が民間企業と共催で壮行会を開催したとしても、人的資源の提供にとどめるべきであり、会費は参加者の負担とすべきである。

第8 振興事業と数値目標

監査人がスポーツ課に、スポーツプランの数値目標の平成19年度時点での達成度を尋ねたところ、「数値としては、スポーツプラン策定時の平成13年度と、平成17年度のものしかない」との回答であった。その内容を、豊田市教育行政計画（改定版、計画期間H20～24年度）129頁から引用すると、次のとおりである。

● 数値目標 ●

評価指標	実績値		達成度 [※] (前回目標値)	目標値 平成 24 年	備考 (調査方法等)	重点プロジェクト
	平成 13 年	平成 17 年				
成人が週 1 回以上スポーツを実施する割合	32%	18.1%	C (35%)	50.0%	市民意識調査 ※H13 実績値は市民のスポーツに関する意識調査、H17 実績値は教育行政計画調査より	—
成人が 1 年間にスポーツ観戦をする割合 ※市民対象	48%	38.0%	C (50%)	55.0%	市民意識調査 ※H13 実績値は市民のスポーツに関する意識調査、H17 実績値は教育行政計画調査より	—
成人が 1 年間でスポーツボランティアを実施する割合	6.9%	6.2%	C (7.2%)	10.0%	市民意識調査 ※H13 実績値は市民のスポーツに関する意識調査、H17 実績値は教育行政計画調査より	—

※達成度

A	目標達成	B	前回より向上しているものの目標は達成せず	C	前回より悪化
---	------	---	----------------------	---	--------

【意見】

スポーツ課は、スポーツプランの数値目標に対して、下落の理由を検討分析していないこと、数値の調査をスポーツプラン策定から 7 年間で 1 度しか行っていないという点で、数値目標を必ずしも重視しない姿勢を読み取ることができる。

そこでスポーツ課は、より適切で合理的な数値目標を設定すべきであり、設定された目標に対して、その達成度を常に意識した施策を行うべきである。

第 4 章 施設管理

第 1 スポーツ課所管施設における指定管理者制度の導入状況

スポーツ課所管施設である全 34 施設のうち、19 施設に指定管理者制度が導入され、残りの 15 施設は直営となっている。

このようにスポーツ課所管施設の過半の施設には、指定管理者制度が導入されており、しかも中央公園（豊田スタジアム）・豊田市総合体育館（スカイホール豊田）・猿投公園（豊田市運動公園）等の主要施設に指定管理者制度が導入されている。

他方、直営の施設は、河川敷公園等の比較的小規模な公園が多い。

したがって、スポーツ課所管施設の管理方法は、指定管理者制度が中心となっているといえる。

第2 各施設の検討

1 豊田市中央公園(豊田スタジアムを含む)

~(株)豊田スタジアムが指定管理者となっている施設



【施設の概要】

URL	http://www.toyota-stadium.co.jp/
設置年月	平成13年7月(市制50周年を記念)
所在地	豊田市千石町7丁目2番地
施設内容	中央公園全体 170,000 m ² 【豊田スタジアム】 建築面積 40,734 m ² 延床面積 97,004 m ² 地上4階 地下2階 球技専用スタジアム(収容人員 45,000人)、報道関係室、運営諸室、貴賓室、スーパールーム、VIPルーム、ウォームアップ室 レストラン(ヴェルデロッソ)、売店、軽食売場(スタジアムカフェ) スポーツプラザ(有料・無料遊具、体験型ゲーム機、喫茶コーナー、屋内プール)
建設費	451億円(土地購入費、公園整備費を含む)
根拠条例	豊田市都市公園条例

【施設の管理態様】

指定管理者	(株)豊田スタジアム
指定期間	平成18年4月から平成21年3月まで
指定管理者選定方法	単独指名
19年度指定管理料	5億9600万円

ア 豊田スタジアムの施設面での問題点

(ア) 豊田スタジアムの施設維持費について

管理委託費と修繕費のいずれも築年数が経過するにつれて、上昇傾向となっている。監査人がスポーツ課に対して、豊田スタジアムの修繕計画及び修繕費の見通しについて尋ねたところ、現時点で公的に修繕費の見通しを立てた資料は存在しなかった。

【意見】

完成から7年経過し、管理維持費が毎年6億円以上かかっている現状において、スポーツ課は、現時点から5年先、10年先の維持管理費の見通しを立てておらず、「平成23年度以降の改修計画を待つ」という姿勢からは、豊田スタジアムについて、長期的な管理コスト意識を持たずに管理しているかを如実に示している。

スポーツ課の担当者の在職が3年前後であることから、在任中の短期的なコスト削減に関心が行きがちかと思われる。

しかし豊田スタジアムは、市のシンボルであり、将来にわたり本物のスポーツ観戦の場を提供し続ける重要な建築物であるとともに、将来の市民に多大な負担を承継しかねない建築物であることを十分に自覚し、現時点での将来への無策が将来の負担を増加させぬよう、現時点から長期的コスト意識をもった運営が必要と考えられる。

(イ) スポーツプラザのプールの天井落下事故



落下事故全景、上部の黒い所が落下した天井部分



プールに浮くけい酸カルシウム板

平成20年1月6日午前8時55分ころ、豊田スタジアム内スポーツプラザ（地下2階）のプールにおいて、天井にアーチ状に取り付けられていたけい酸カルシウム板が、全体の9分の1にあたる長

さ20m、幅4mにわたって、約8.2m下の流水プールなどに落下する事故が発生した。

【意見】

スポーツ課による指定管理施設の安全管理については、「本件事故が発生するまでは、1年に4回程度、指定管理施設に出向き、指定管理者作成の月報等で施設管理状況を確認し、再委託業務の実施状況を確認し、指定管理者からの意見聴取を実施していた。」とのことであった。

しかしながら、それらはいずれも事後チェックに留まるものであり、安全管理体制の実施主体も、実質的には指定管理者や指定管理者から再委託を受けている下請業者であったといえるのではなかろうか。このような現状に対して、警鐘を鳴らしたのが、本件落下事故であった（もっとも原因は、天井構造の欠陥に起因する面も多分にあると思われる。）。

そこでスポーツ課が、施設の安全管理体制の実施・責任主体であるとの自覚をもち、事後チェックのみならず、事前予防の観点からの指定管理者への指示ができるような体制や制度を作り上げるべきである。

この点、監査人がスポーツ課に、市の本件落下事故後の施設安全管理体制について尋ねたところ、同課が「安全体制の実施・責任主体である」との認識を前提に、「施設ごとに指定管理者による確認対象・事項を明示・指示したチェックシートを検討作成中」とのことであった。

イ 市及び指定管理者において指定管理料内訳費目が厳密に把握されていないこと

監査人が指定管理者に対し、指定管理料の予算額と決算額の対比及び差引額を尋ねたところ、指定管理者からは、「予算額と決算額の費目間の対比を厳密には行っていない。」との回答であった。

またその関係もあつてか、指定管理者は、平成18年度以外、指定管理業務の収支は赤字になっている。

【結果】

現状、光熱水費にて生じた剰余金を、指定管理業務経費の赤字に充当している現状は、決して健全な運営状況とはいえない。

しかしその原因を検討しようとしても、指定管理者が、支出経費について、市負担なのか、指定管理者負担なのかを厳密に検討せず、ほぼ一律「指定管理の経費」として計上していることから、現在の指定管理料が適切な額なのかを、検討する材料がないのが実情である。

市は、指定管理者が外郭団体であったとしても、指定管理料の金額や経費の負担について、厳密に取り扱うことにより、豊田スタジアムがより指定管理者に開かれた施設となるであろう。また市が経費の負担を正確に把握することが適正な指定管理料の算定及び豊田スタジアムの将来の維持費の試算に役立つことになる。

加えて指定管理者側の悩みである、市に依頼した修理等の時間の短縮対策も検討すべきである。

2 財団法人豊田市体育協会が指定管理者となっている施設

～豊田市総合体育館(スカイホール豊田)、豊田市柔道場、猿投公園(通称豊田市運動公園)、毘森公園、豊田市五ヶ丘運動広場

(1) 指定管理に関する協定について

ア 市体育協会は、市の所有するスポーツ施設のうち、5施設について、指定管理者として指定を受けているが、選定手続については、単独指名のものが4施設、公募のものが1施設となっている。そして単独指名か、公募かのいずれかによって、

①「年度協定書」に、剰余金精算条項（「指定管理料に剰余金が生じた場合は、甲乙協議のうえ精算を行い、年度決算終了後速やかに豊田市に返還する」との条項）があるか否か

② 指定管理料に人件費が含まれているのか否か

が異なっている。その関係を図示すると次のとおりとなる。

	単独指名	公 募
剰余金精算条項	あり	なし
指定管理料と人件費の関係	指定管理料に人件費は含まれない	指定管理料に人件費が含まれている

イ 指定管理料と人件費について

体育協会が、単独指定を受けて指定管理者となっている4施設については、消費税がかからぬ手法として、指定管理料に人件費を含めず、市

からの補助金に人件費を含めて交付されている。

【意見】

指定管理者制度においては、本来公募が原則であることを考えれば、消費税の関係で、現状は指定管理業務にかかる人件費も人件費補助金で賄うとしても、各々の施設に要する費用を算出する必要があり、各施設の指定管理業務に要する人件費を明確にしておく必要がある。そして、人件費が相当であるかを審査し、人件費補助金が相当であるかも、十分検討すべきである。

(2) 自主事業実施のための手続について

市体育協会が指定管理を受けている5施設のうち、総合体育館（スカイホール豊田）、猿投公園（豊田市運動公園）、毘森公園及び五ヶ丘運動広場の4施設について、市体育協会が自主事業として、事務所窓口での飲料水の手売り販売を行っている。

自主事業実施のための手続は、①指定管理者（市体育協会）から市に対する「自主事業事前協議依頼書」の提出②市から指定管理者（市体育協会）に対する指定管理自主事業承認協議回答書の交付③指定管理者（市体育協会）が都市公園占用許可申請等の許可申請手続をとり、市から許可を受ける④指定管理者（市体育協会）による自主事業の実施⑤事業終了後、指定管理者（市体育協会）から市に対する自主事業完了報告書の提出という順で行われる。

しかし、例えば毘森公園において、市体育協会の自主事業予算書では、「販売1本150円に対し、仕入1本100円」として、商品を仕入れて販売する形態としているのに対し、自主事業実施報告書によると、「販売した飲料水価格の20%を、仕入業者から手数料収入として受領する」と記載されていた。これは仕入業者から市体育協会が、飲料水（商品）を預かり販売した後に、その売却代金の20%を手数料収入として受領する形になっており、申請段階とその販売形態が全く異なっていた。

しかも、実際には、飲料水6種類のうち1種類（水）についてのみ1本100円の販売単価であるのに、自主事業予算書では、一律1本100円で計上されていたり、収支決算書の記載にも、実際には、1本100円の水も販売しているのに、その点が明確でなかったりしており、その記載は正確でない。

【結果】

事業実施計画書に記される内容が、実際に行われる事業を正確に記載していないといわざるを得ず、今後、自主事業を行うにあたり、

提出する事業実施計画書には、実際に行う事業内容を正確に記載すべきであって、市としても、事業実施計画書の内容を十分審査すべきである。

特に飲料水販売であれば、取扱商品、販売単価、販売形態等の重要な内容が、事業実施計画書と異なるのであれば、新たに、許可をとる必要があると考える。

また市は自主事業実施報告書についても、その内容が正確なものかどうか精査すべきである。

3 豊田市東山体育センター、豊田市東山運動広場及び豊田市古瀬間運動広場 ～NPO法人美里スポーツクラブが指定管理者となっている施設

【施設の概要】

(1) 東山体育センター

設置年月	昭和53年4月
所在地	宝来町4-758-10
施設内容	アリーナ面積 952㎡、バスケットボール2面、
根拠条例	豊田市体育施設条例

(2) 東山運動広場

設置年月	昭和55年4月
所在地	宝来町4-758-10
施設内容	野球2面、テニスコート（ハード）2面、バウンドボード
根拠条例	豊田市体育施設条例

(3) 古瀬間運動広場

設置年月	昭和56年4月
所在地	古瀬間町鳥ヶ峰371-3
施設内容	バウンドボード、ゲートボール場
根拠条例	豊田市体育施設条例

【施設の管理態様】

指定管理者（3施設一括での指定）	NPO法人美里スポーツクラブ
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日
指定管理者選定方法	単独指名
19年度指定管理料	2805万6960円

(1) NPO法人美里スポーツクラブが単独指名された理由

当該施設が地域住民で構成する地区総合型SCの活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と市が判断したためである。

(2) 剰余金精算について

市と美里スポーツクラブとの年度協定書の第3条第4項には、下記のような剰余金精算条項が規定されている。

第3条（指定管理料）

1

.

4 指定管理料に剰余金が生じた場合は、甲（引用注・豊田市）乙（引用注・美里スポーツクラブ）協議のうえ精算を行い、平成〇年度決算終了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、指定管理料の運用で得た利子収入等は精算対象から除外するものとする。

【結果】

美里スポーツクラブでは、平成18年度に発生した赤字2万2474円を、平成19年度に繰り越していた。しかも、平成18年度の繰越金を除外すれば、平成19年度の指定管理料については、本来、1万2154円の剰余金が発生していたのであるから、美里スポーツクラブは、協定書の剰余金精算条項に基づき、市に対し、平成19年度の剰余金として1万2154円を返還すべきである。

(3) 指定管理料と人件費

美里スポーツクラブの平成18年度の指定管理料を算出するにあたって、基礎とした人件費は、指定管理を導入するまで、施設管理委託契約を締結していた、財団法人豊田市文化振興財団の給料表による人件費を前提としていた。

しかも美里スポーツクラブは、指定管理業務以外の活動もあり、同一の職員がその業務にもあたっていると思われるのに、同クラブの収支計算書をみる限り、指定管理にかかる管理運営事業費以外に支払われている人件費分を認めることはできない。とすると、指定管理料として支払われている人件費相当分が、スポーツクラブの本来業務に充当されていると考えられる。

【結果】

指定管理料に含まれる人件費は、あくまで、指定管理業務に必要な範

囲での人件費であって、スポーツクラブのその他の業務分も含めた全人件費を、それで賄うのは認められない。したがって美里スポーツクラブ運営における人件費の中で指定管理にかかる部分を算定のうえ、その金額に限って指定管理料の人件費とすべきである。

(4) クラブハウスとの関係



東山体育センターに隣接する美里スポーツクラブのクラブハウスの外壁

美里スポーツクラブが指定管理を受けている、東山体育センター（体育館）は、鉄筋コンクリート造一階建建物であるが、同じ敷地内に隣接する形で、市が、美里スポーツクラブのクラブハウスとして、建築し、無償で貸与している鉄骨造一階建建物がある。

東山体育センターについては、バスケットボール面2面がとれるアリーナ部分があるものの、それ以外にも、談話室が3部屋あり、これらの部屋も、スポーツ教室、ダンス教室等に利用されているが、美里スポーツクラブのクラブハウスのなかにも、談話室があり、同じくスポーツ教室、ダンス教室等に利用されている。

【意見】

体育施設と同じ敷地内にクラブハウスがある場合、両方の施設の使用基準をどのように区分けするかの問題がある。1つの基準としては、会員外の者も参加するスポーツ教室等では、市に使用料を支払って、指定管理を受けているスポーツ施設を利用することも考えられよう。

しかし、そもそもクラブハウスを、地区総合型SCの拠点として市が建設し利用を認める施設として捉えるのであれば、クラブ会員の会合で利用できる程度の規模で足り、通常のスポーツ教室等の開催は、地区総合型SCの独自財源による施設か、または市の体育施設を利用する形をとるのが望ましいと思われる。

4 豊田市井上公園(水泳場除く)

～いさとスポーツクラブが指定管理者となっている施設

【施設の概要】

設置年月	昭和53年4月
所在地	井上町11-8-6ほか
施設内容	野球場、テニスコート(ハード)3面、ジョギングコース、芝生広場、マレットゴルフコース
根拠条例	豊田市都市公園条例

【施設の管理態様】

※ 指定管理の対象は、水泳場部分を除く

指定管理者	いさとスポーツクラブ
指定期間	平成19年4月1日～平成20年3月31日
指定管理者選定方法	単独指名
19年度指定管理料	2260万円



平成19年に完成した水泳場(屋内プール)の外観



屋内プール部分

(1) 指定管理の内容

市は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの期間の井上公園(水泳場に係る部分を除く)の管理について、地区総合型スポーツクラブである「いさとスポーツクラブ」を単独指名で、指定管理者として指定している。

その後、平成19年9月に、井上公園には、水泳場部分(屋内プール施設)が完成したが、水泳場は、豊田市都市公園条例に定める「指定管理施設」に含まれておらず、豊田市都市公園管理規則においても、指定管理施設以外の施設として位置づけ、市直営とされている。

【意見】

もともと、平成19年9月に水泳場がオープンすることが分かっているながら、その直前時期に、水泳場を除いた部分について、いさとスポーツクラブを指定管理者に選定したのは、水泳場について、同クラブに窓口業務を委託することを予定していたからと考えられる。

しかし、本水泳場は、施設の性質、高い管理能力が要求されること、管理コスト削減の必要性が高い施設であること等の理由から、市が直営したり、将来的に地区総合型SCが指定管理者として管理できるような施設ではないと考える。

よって、本水泳場の有効的な活用を図る意味からも、水泳場を含めた公園施設全体として、指定管理者に管理を委ねるべきであり、指定管理者の選定も公募によるべきである。

そして、いさとスポーツクラブを通しての地域のスポーツの振興については、指定管理者選定の際に、地区総合型SCの利用調整を明確にしておくことにより、対処できる問題と考える。

(2) 指定管理料の算出

【結果】

美里スポーツクラブへの指定管理料の問題と同様、指定管理料のなかで、支払われている人件費分については、指定管理業務に従事している職員の、指定管理業務に相当する範囲に限るべきである。

(3) いさとスポーツクラブの行うスポーツ教室等

東山体育センターで、美里スポーツクラブが行っているスポーツ教室等と同様に、スポーツ課では、自主事業とは捉えていない。

しかし、前記のとおり、指定管理者が行うスポーツ教室等事業についても、自主事業と考えるべきである。

【意見】

指定管理者が指定管理業務を超えて、自らが主体となって、事業を行う場合には、その事業内容にかかわらず、市との協議のうえ、自主事業の承認を得るべきものである。